

長野市請負工事評定に係る情報の公表に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第16条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第4項第(1)号に規程された、工事成績評定に関する公表において、必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2 公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野市請負工事成績評定要領
- (2) 工事成績評定通知書及び項目別評定点
- (3) 工事成績評定に係る結果内容説明請求及び回答
- (4) 工事成績評定に係る結果内容再説明請求及び回答

(公表事務の受付)

第3 請負工事検査評定公表請求の受付は、検査課において行うものとする。

(公表の方法)

第4 公表の方法は、閲覧によるものとする。公表請求の事実関係を明確にしておく必要があることから、閲覧簿記載内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名（請求者が法人その他団体である場合は、備考欄に、担当者の氏名を記入）
- (2) 住所
- (3) 知りたい事項（具体的に記入）

2 身体に障害を有する場合、その他特別の理由がある場合については、公表請求者の依頼に基づき、職員が閲覧簿代筆の上、本人の了承を得る。この場合においては、その旨を閲覧簿の備考欄に記載するものとする。

3 公表請求に係る評定情報が、著しく大量であることが想定される場合は、分割請求によるよう協力を求めるものとする。

(閲覧の方法)

第5 閲覧は、原本保存に支障を生じるおそれがあるため、その写しによりおこなうものとする。

2 情報のコピー・サービスを行わない。

(閲覧の場所)

第6 検査課において閲覧に供するものとする。

(閲覧の時間)

第7 閲覧の時間は、午前9時から午後4時までとする。

(情報の管理)

第8 工事成績評定通知書目録を毎年3月末日現在で作成し、市民の求めに応じていつでも閲覧できるようにしておくものとする。

2 この要領の運用状況（公表請求件数）の公表は、毎年速やかに行うものとする。

(情報の保存年限)

第9 評定点等情報の保存年限は、5年とする。

(持ち出しの禁止)

第10 評定点等情報は、閲覧場所から持ち出してはならない。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。